

経済財政運営と改革の基本方針2022等

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

○共生社会づくり(抄)

地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業など市町村における包括的支援体制の整備を進める。加えて、コロナ禍によって顕在化した課題等に的確に対応するため、生活に困窮する者への自立相談支援等の強化を図る。生活保護基準の定期的な見直しについて、消費水準との比較による検証結果や社会経済情勢等を踏まえて対応する。

(3) 多極化・地域活性化の推進

○債務が増大している企業や家計への対応(抄)

また、債務が増大している生活困窮者への対応として、2023年1月から償還が始まる緊急小口資金等の特例貸付について、住民税非課税世帯に対する償還免除や償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行うとともに、そのための体制の整備を図る。

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

○全世代型社会保障の構築(抄)

また、独居の困窮者・高齢者等に対する相談支援や医療・介護・住まいの一体的な検討・改革等地域共生社会づくりに取り組む。

その他基盤強化に向けて、医療費適正化計画の在り方の見直しや都道府県のカバナンスの強化など関連する医療保険制度等の改革(※)とあわせて、これまでの骨太方針2021等に沿って着実に進める。

(※) 中長期的課題として、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の国保及び後期高齢者医療制度への加入を含めた医療扶助の在り方の検討を深めることなどを含む。

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

(4) 誰一人取り残されないための取組

③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正(抄)

生活困窮者の支援の強化に向けて、生活困窮者のデジタル利用等に関する実態を把握し、好事例の収集・横展開等を行うとともに、更なる支援策を検討する。

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(5) 豊かで魅力あふれる地域づくり

①質の高い教育、医療サービスの提供

iv 福祉分野のデジタル化の推進

(d)生活保護・社会福祉法人等の分野のデジタル化に係る基盤整備

生活保護業務のデジタル化に向けた地方公共団体の試行的取組を補助するとともに、検討会等を行い、実態を踏まえつつ、効率的なシステムの標準仕様策定に向けた検討を行う。また、社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関するデータベースである「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」を改修し、社会福祉法人等の運営の透明性の確保を一層推進していく。

(6) 多様な主体が参加する地方活性化

③地域コミュニティの維持・強化

i 地域共生社会の実現

(a) 地域共生社会の実現(抄)

高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに提供する福祉分野の各種の支援サービスについて、対象者を区分せず、包括的に支援できるようにすることにより、市町村の創意工夫ある支援体制づくりの構築を支援する。具体的には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により創設された、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施等を通じて、市町村における包括的な支援体制の整備等を促進する。また、地域における一層多様な社会参加の場の創出や、つながりが生まれやすくなるよう、教育、地方創生、まちづくり、地域自治、環境など他分野との連携を推進する。

④誰もが活躍する地域社会の推進

i 誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

(b) 安定的な事業基盤の確立

「生涯活躍のまち」の中核的な機能を担う多世代交流の拠点の場等で、介護保険と障害福祉の両制度において創設された共生型サービスをはじめとした各種福祉制度を活用すること等を通じて、地域の実情に合った多世代・多機能型の総合的な福祉サービスの実現を推進する。また、こうした取組を更に推進する観点からも、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により創設された「重層的支援体制整備事業」の実施等を通じて、属性を問わない包括的な支援体制の整備や地域における多様な主体の参画を促す。

第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

④ 経済的事実等に基づくデジタルデバイドの是正(抄)

生活困窮者の支援の強化に向けて、生活困窮者のデジタル利用等に関する実態を把握し、好事例の収集・横展開等を行うとともに、更なる支援策を検討する。

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの(機能要件等)については、令和4年(2022年)夏を目途に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針(同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針)に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する(制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針について、以下を参照。)

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策(抄)

③ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年(2022年)夏を目途に標準仕様書を作成する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年(2022年)夏を目途に標準仕様書(第1.1版)を改定する。児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年(2022年)夏を目途に標準仕様書を作成する。